



平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 永 守 秀 章  
( J A S D A Q ・ コード番号 3 6 2 5 )  
問 合 せ 先 経営管理部長 松 本 圭 太  
( TEL. 0 3 - 5 3 6 5 - 7 8 8 8 )

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年9月21日開催予定の第25回定時株主総会において承認されることを前提として、監査等委員会設置会社への移行を決定し、これに伴い、同定時株主総会に定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は、中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の整備についての検討を重ねた結果、自ら業務執行をしない社外取締役の活用及び適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることができるものと考え、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 9 月 21 日開催予定の第 25 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものであります。

また、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は <u>3名以上</u> とする。  (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は <u>10名以内</u> とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、6名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>  2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内の最終の事業年度</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。  (新設)	(取締役の任期) 第21条 取締役 ( <u>監査等委員を除く。</u> ) の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によ	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によ

現 行 定 款	変 更 案
<p>り選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>り、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>3. 前2項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 30 条 （条文省略）</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>  <u>(員数)</u>  第31条 <u>当会社の監査役は3名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u>  第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。</u>  2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u>  第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  第34条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集手続き)</u>  第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 31 条 （現行どおり）</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u>  (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集手続き)</u>  第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当社は、第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、第25回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>